

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年6月3日
【会社名】	J M A C S 株式会社
【英訳名】	JMACS Japan Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植村 剛嗣
【本店の所在の場所】	兵庫県加東市森尾127番1
【電話番号】	0795-46-1697
【事務連絡者氏名】	専務取締役 植村 瑠美
【最寄りの連絡場所】	兵庫県加東市森尾127番1
【電話番号】	0795-46-1697
【事務連絡者氏名】	専務取締役 植村 瑠美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年5月27日開催の当社第58期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年5月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項

配当財源の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 配当総額46,859,840円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月30日

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会開催地に関する規程の削除

自然災害や不測の事故等に備え、株主総会地を柔軟に選択可能にするために、
現行定款第3章第13条を削除するものであります。

株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する
改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に
備えるため、定款を変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、植村剛嗣、植村瑠美、浦井清一、上川博之、松本知久、及び野口真弘を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員として、掘井尚登、阿登靖紀、久池井茂を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	27,120	98	-	(注)1	可決 97.8
第2号議案	27,116	102	-	(注)2	可決 97.7
第3号議案					
植村剛嗣	25,377	1,841	-	(注)3	可決 91.5
植村瑠美	25,369	1,849	-		可決 91.4
浦井清一	25,409	1,809	-		可決 91.6
上川博之	27,082	136	-		可決 97.6
松本知久	27,079	139	-		可決 97.6
野口真弘	25,340	1,878	-		可決 91.3
第4号議案					
掘井尚登	25,397	1,821	-	(注)3	可決 91.5
阿登靖紀	25,308	1,910	-		可決 91.2
久池井茂	27,050	168	-		可決 97.5

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上